

関東信越厚生局様主催

令和7年度検査精度管理業務研修会

2026年2月20日

器具容器包装の規格基準の改正及び 分析法の性能評価について

消費者庁 食品衛生基準審査課

器具・容器包装基準審査室

基準策定専門官 中川 美春

食品用器具・容器包装



消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」

本日の内容

1. 食品衛生法における器具・容器包装の主な規定
2. 食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度
3. 令和7年内閣府告示第95号による
食品、添加物等の規格基準の一部改正について
4. その他の規格改正等について

1. 食品衛生法における器具・容器包装の主な規定

器具・容器包装の範囲について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条

器具

- ① 飲食器
- ② 割ぼう具
- ③ 直接接触する機械、器具等

※ ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具等は含まない

Point

食品又は添加物に直接接触する部品も器具として扱います



容器包装

食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すもの



器具・容器包装に関する食品衛生法上の主な規定

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

第16条

有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着して人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装又は食品若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を与えることにより人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装は、これを販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。

有毒有害な器具又は 容器包装の販売等の禁止

大原則！

たとえ規格がなくても
販売禁止。

第18条

内閣総理大臣は、公衆衛生の見地から、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

② 前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、若しくは営業上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器具若しくは容器包装を製造してはならない。

規格基準の策定

③ 器具又は容器包装には、成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を考慮して政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）について、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が第一項の規格に定められていないものは、使用してはならない。ただし、当該物質が人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて定める量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合（当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部分に使用される場合を除く。）については、この限りでない。

ポジティブリスト制度

器具・容器包装の規格基準

器具・容器包装に関する規格基準は
食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定められている

<全体像>

食品、添加物等の規格基準 第3 器具及び容器包装

- | | | |
|----------------|-------|----------------|
| A 一般規格 | ----- | 一律に満たすべき規格基準 |
| B 一般試験法 | | |
| C 試薬・試液 | | |
| D 材質別規格 | ----- | 材質ごとに満たすべき規格基準 |
| E 用途別規格 | ----- | 用途ごとに満たすべき規格基準 |
| F 製造基準 | | |

掲載している規格基準の例

- 着色料：使用制限
- スズ・鉛等：使用制限
- 第一種特定化学物質：使用禁止
- **食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度** 等

- 各材質ごとに材質規格、溶出規格 等
ガラス等 合成樹脂 ゴム製 金属缶

- レトルトパウチ：遮光性、密閉性等
- 自動販売機：温度調整や洗浄の規定 等

別表第1 ----- ポジティブリスト

Point 食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度は一般規格の1つ

2. 食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度

ポジティブリスト制度 導入の背景

平成30年の食品衛生法改正にともなって国際統合的な制度として
令和2年6月1日に導入されました

食品衛生法等の一部を改正する法律の概要 (平成30年6月13日公布)

改正趣旨

- 我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際統合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

改正概要

1. 広域的な食中毒事案への対策強化
2. HACCP（ハサップ）*に沿った衛生管理の制度化
3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

食品用器具・容器包装



4. **国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備**

食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う

5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設
6. 食品等リコール情報の報告制度の創設
7. その他（乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等）

ポジティブリスト制度導入による規制の変化

令和2年6月1日 食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度施行

経過措置期間 令和7年5月31日まで（5年間）

経過措置の
期間は満了しました！

改正前

改正後

合成樹脂の使用 原則 **認める**

- 使用を制限する物質を規定



合成樹脂の使用 原則 **禁止**

- 使用を制限する物質を規定
- 使用してよい物質の規格を規定

海外で新たに使用を禁止された物質でも
直ちに規制はできない

新たな物質は
規格が定められるまで使用できない

Point

従来からの規制はこれまでどおり継続！

ポジティブリスト制度の変遷

改正食品衛生法第18条第3項に基づく規格の設定（ポジティブリスト制度）

基準：消費者庁

【施行前】

【施行後】（令和2年6月1日以降）

【完全施行後】（令和7年6月1日以降）

従前の管理

食品、添加物等の規格基準
第3 器具及び容器包装 A～F 規格基準

等

+

ポジティブリスト制度による管理

経過措置期間

5年

当初 ポジティブリスト

既存物質リスト化

合成樹脂を構成する物質のうち
施行前から使用されていたもの

令和5年11月30日
ポジティブリスト改正
（令和7年6月1日施行）

改正後 ポジティブリスト

再整理後の既存物質

基材 **21**物質 添加剤 **840**物質

Point

- 制度導入時に既存物質をいったんリスト化しました。
- 完全施行でリストを改正しました。
- 令和8年度～既存物質を計画的にリスク評価依頼します。

既存物質（年間4～5物質）、新規物質：食品安全委員会へリスク評価を依頼

ポジティブリスト制度の運用

改正食品衛生法第52条（製造管理）に基づく運用の実施

監視：厚生労働省

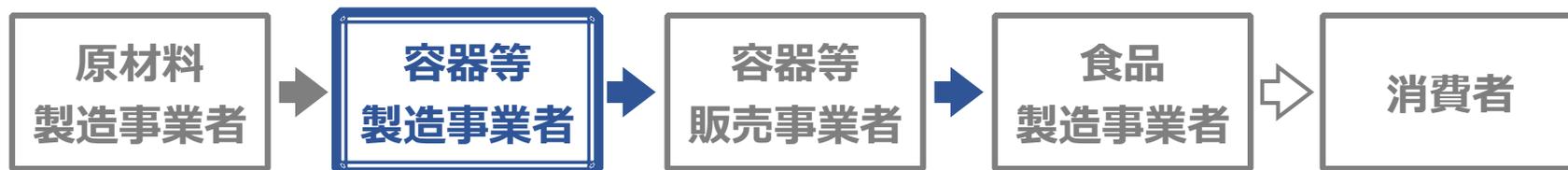
製造管理の制度化 ※令和5年11月30日に改正省令を公布（令和7年6月1日施行）

器具・容器包装製造業者

器具又は容器包装を製造する営業施設の、衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置を定めた。

一般衛生管理（食品衛生法第52条第1項第1号）：すべての製造業者

適正製造管理（食品衛生法第52条第1項第2号）：政令で定める材質（合成樹脂）の製造業者



食品衛生法第57条 営業の届出

Point

器具・容器包装ポジティブリスト制度において、政令で定める材質を製造する業者は、営業の届出が必要です。

ポジティブリスト制度の運用

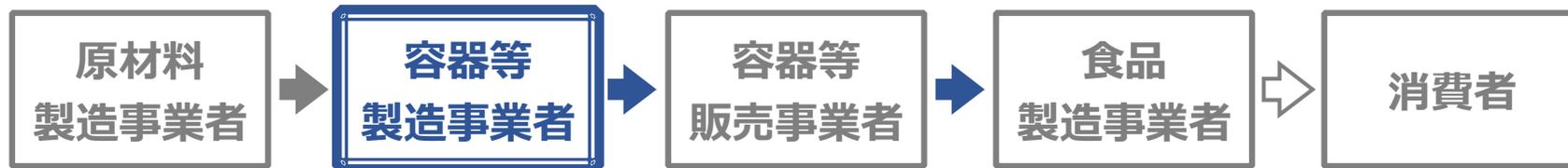
改正食品衛生法第53条（情報伝達）に基づく運用の実施

監視：厚生労働省

情報伝達

販売・製造・輸入者は、取り扱う器具・容器包装の販売相手方に対し、ポジティブリストに適合している旨を説明しなければならない。

➡ 努力義務 ➡ 義務



適合しているかどうか流通の上流から下流へ適切に情報伝達される事が重要になります。

Point

- 対象：消費者への情報提供は想定していない
- 伝達内容：個別物質の開示等は必須ではない
- 伝達方法：特段定めない（事後的な確認手段の確保の必要あり）

食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度 概要

合成樹脂製の食品用器具・容器包装について

製造・輸入・販売・営業使用等する営業者に対して、
原材料の規格基準や製造管理基準等を定めた制度です。

令和2年6月1日に導入されました！

適切な
1. 原材料 で製造しなければなりません。

使用できる原材料が
決まっています。
リストにない場合は
新規掲載のご相談を！

適切な
2. 製造管理 を実施する必要があります。

適切な
3. 情報伝達 を行うことが求められます。

食品衛生基準行政の移管にともなう変更

令和6年4月

食品衛生**基準**行政



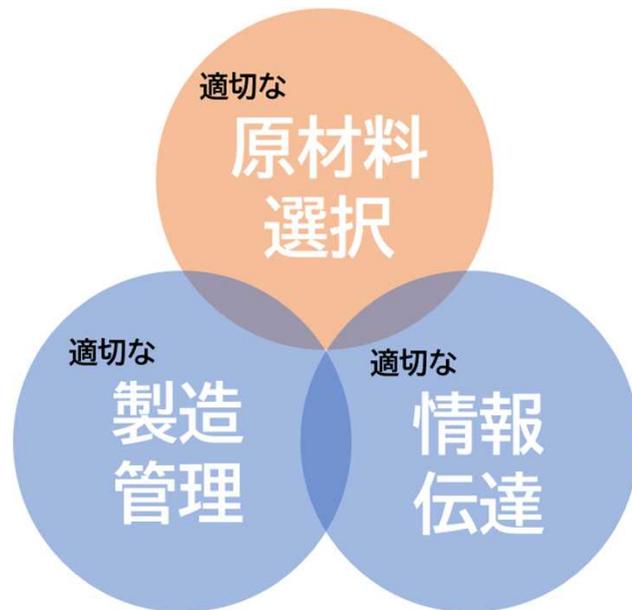
消費者庁へ移管

食品衛生**監視**行政



厚生労働省が継続

ポジティブリスト制度における管轄



- ポジティブリストを含む規格基準

→ **基準：消費者庁**

- 製造管理基準
- 事業者間の適切な情報伝達

→ **監視：厚生労働省**

別表第1 第1表 (基材)

別表第1 第1表

物質名	材質区分
イミド結合を主とする重合体	1
エーテル結合を主とする重合体	1
エステル結合を主とする重合体の架橋体	1
エポキシ化合物の架橋重合体	1
カーボネート結合を主とする重合体	1
シロキサン結合を主とする重合体	1
スルフィド結合を主とする重合体	1
フッ素置換エチレン類を主なモノマーとする重合体	1
ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体	1
イオン交換能及び吸着能のうち一又は複数を有する重合体	1又は3
ウレタン結合を主とする重合体	1又は3
エステル結合を主とする重合体	1又は3
アルケン類を主なモノマーとする重合体	2
共役ジエン炭化水素を主なモノマーとする重合体	2
芳香族炭化水素を主なモノマーとする重合体	2又は3
アクリル酸類を主なモノマーとする重合体	3
アミド結合を主とする重合体 (アジリジン又は2-エチル-2-オキサゾリンを主なモノマーとする重合体を含む。)	3
グルコース単独重合体又は化学修飾処理されたセルロース	3
酢酸ビニルを主なモノマーとする重合体の加水分解物	3
塩素置換エチレンを主なモノマーとする重合体	4
被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体	4又は5

- 合成樹脂の **基材** を規定
- **基剤**：合成樹脂中の**重合体**で、**分子量1000以上**かつ**常温常圧で固形状のもの**を掲載
- 結合様式などにより大きな分類で**21物質を定義**
具体的に**使用可能なモノマー等**の化学物質・化学処理については、**21種の物質ごとに別途通知で列挙**

材質区分1	ガラス転移温度若しくはボールプレッシャー温度が150℃以上の重合体又は架橋構造を有し、融点が150℃以上の重合体その他これに類するもの
材質区分2	炭化水素を主なモノマーとする重合体
材質区分3	ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が150℃未満の重合体その他これに類するもの 炭化水素を主なモノマーとする重合体であって重合体を構成する成分に対して、アクリル酸、アクリロニトリル、N-フェニルマレイミド、無水マレイン酸及びメタクリル酸の合計が10%以上のもの
材質区分4	塩素置換エチレンを主なモノマーとする重合体
材質区分5	被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体

別表第1 第2表 (添加剤)

● 合成樹脂の **添加剤** を規定 **全 840 物質** を収載 (令和6年9月27日改正後)

● **添加剤** : 原則として分子量**1000**未満であり**基材**の物理的又は化学的性質を変化させ、**最終製品中に化学反応せず残存することを意図**して用いられる**有機低分子物質**を記載。ただし、分子量が1000以上のものであっても、常温常圧で液状のもの又は特殊な官能基を有しその官能基が基材に対して特有の効果を発揮するものについては添加剤として第2表に収載。

別表第1 第2表

通し番号	物質名	材質区分別使用制限 (%)						特記事項
		材質区分1	材質区分2	材質区分3	材質区分4	材質区分5 (耐熱温度が150℃以上の重合体に限る。)	材質区分5 (耐熱温度が150℃未満の重合体に限る。)	
1	アクリル酸イソブチル	5.0	5.0	5.0	-	5.0	5.0	
2	アクリル酸2-エチルヘキシル	5.0	5.0	5.0	-	5.0	5.0	
3	アクリル酸及びエチレンを主な構成成分とする重合体	-	-	1.6	-	1.6	1.6	分子量1000未満のものに限る。
材質区分ごとに、 使用量の上限 を規定								
54	垂リン酸2-tert-ブチル-4-[1-(4-ヒドロキシ-3-tert-ブチルフェニル)-1-メチルエチル]フェニルビス(4-ノニルフェニル)	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	<ul style="list-style-type: none"> ・材質区分4に使用する場合を除き、70℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。 ・酒類に接触する部分に使用してはならない。
特記事項で対象の食品を制限している場合もある								
108 (2)	第1表に該当する重合体	*	*	*	*	*	*	<ul style="list-style-type: none"> ・常温常圧で固形状でないものに限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。 ・被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体を除く。 ・分子量1000以上のものに限る。
基材の物質は原則として使用可能								

「*」は、表中の物質が、第1表に対応する材質区分欄に示す物質に対して、目的とする特性を発揮する最少量として、合成樹脂を設計する際に事業者の責任で設定する使用量とするものを示す。

モノマーリスト（モノマー等通知の別紙1～21）

● 合成樹脂基材の **モノマー及び任意の化学処理等** を規定（令和6年9月27日改正後）

● **モノマー**：別表第1第1表（基材）の構成成分等を記載。
「必須モノマー」「任意の物質」「任意の化学処理」等が記載されている。

モノマー等通知 別紙1～21

別紙1

別紙12

イミド結合を主とする重合体

次の「アミン類（1種以上）」又は「アミン類（1種以上）」及び「酸無水物（1種以上）」のイミド結合による重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」を組み合わせていることができる。

名称	使用制限等
必須モノマー	必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。
アミン類	
イソホロンジイソシアネート	
ミノジフェニルエーテル	
ミノジフェニルスルホン	
エニルメタンジイソシアネート	
4, 4'-ビス（3-アミノフェノキシ）ビフェニル	
ビス〔4-（アリルビスクロ〔2, 2, 1〕-5-ヘプテン-2, 3-ジカルボキシイミド）フェニル〕メタン	
1, 3-フェエレンジアミン	
4, 4'-メチレンジアニン	
酸無水物	
ビスフェノールA及び4-ヒドロキシ無水フタル酸からなるジエーテル	
無水クロロフタル酸	無水3-クロロフタル酸及び無水4-クロロフタル酸に限る。
無水トリメリット酸	塩化物を含む。
無水ピロメリット酸	
無水フタル酸	
任意の物質	任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
4-クミルフェノール	

エステル結合を主とする重合体

次の「酸類（1種以上）」又は「アルコール類（1種以上）」及び「酸類（1種以上）」のエステル結合による重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール、グリセロール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。

ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度が150℃以上の重合体その他これに類するもの（材質区分2及び4に該当するものを除く。）は材質区分1、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が150℃未満の重合体その他これに類するもの（材質区分2及び4に該当するものを除く。）は材質区分3とする。

名称	使用制限等
必須モノマー	次のアルコール類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して50mol%以上であること。
酸類	
アジピン酸	メチルエステルを含む。
アゼライン酸	
イソフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。

リン酸	<ul style="list-style-type: none"> ・黒鉛及びマンガンを含む。 ・第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
任意の化学処理	重合体への処理に限る。
物理的再生処理	エチレングリコール及びテレフタル酸の合計が重合体の構成成分に対して50mol%以上の重合体への処理に限る。
末端4-tert-ブチルフェニル化処理	イソフタル酸（塩化物及びメチルエステルを含む。）、テレフタル酸（塩化物及びメチルエステルを含む。）及びビスフェノールAからなる重合体への処理に限る。

任意の物質

任意の化学処理

物理的再生処理もここに記載

Point

基材の種類ごとに使用できるモノマー等が決められている

食品用器具・容器包装ポジティブリスト 最新情報

消費者庁ウェブサイト 食品用器具・容器包装のポジティブリストについて

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/positive_list_new/



2025年6月1日施行 器具・容器包装ポジティブリスト

別表第1〔全体版〕 別表第1〔全体版〕 [PDF: 516KB](2023年11月30日公布 2024年9月27日改正)

← 別表第1

通知(モノマー) 「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」(令和5年11月30日付け厚生食基発1130第1号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知)[PDF:595KB](最終改正:2025年12月26日)

← モノマーリスト

(参考)英文

Monomers, etc. constituting the base materials specified in Table 1 of Appended Table 1 of Specifications and Standards for Foods, Food Additives, Etc. [PDF:87KB]

※2023年11月30日時点

参考情報

別表第1〔分割PDF版(日本語)〕

第1表[PDF: 47KB]

第2表[PDF: 196KB]

別表第1・モノマーリスト〔Excel版(英語併記)〕

別表第1第1表の参考情報_ Table 1 (Base materials)[Excel: 25KB]

別表第1第2表の参考情報_ Table 2 (Additives)[Excel: 156KB]

別表第1第1表に係るモノマー等の参考情報_Annex 1~21 [Excel: 213KB]

← 英語名、参考CAS番号

新規物質等に係るご相談について

消費者庁ウェブサイト 新規物質等に係るご相談について

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/positive_list_new/consultation/



食品用器具又は容器包装の原材料に含まれる物質の規格の改正等に係る申請等の手引について

(令和7年9月5日付け消食基第542号消費者庁食品衛生基準審査課長通知)

安全性審査手続の申請

申請書

📄 (別記様式):安全性審査手続の申請書 [WORD:30KB]

概要書

📄 (別紙1):安全性審査の申請又は別表第1の改正のうち新規取載要請の概要書 [WORD:79KB]

別表第1の改正に係る要請

要請書

📄 (様式1):別表第1の改正に係る要請書 [WORD:39KB]

概要書

📄 (別紙1):安全性審査の申請又は別表第1の改正のうち新規取載要請の概要書 [WORD:79KB]

📄 (別紙2):別表第1の改正のうち規格改正要請の概要書 [WORD:41KB]

モノマー等通知の改正要請

要請書

📄 (様式2):モノマー等通知の改正に係る要請書 [WORD:39KB]

概要書

📄 (別紙3):モノマー等通知の改正要請の概要書 [WORD:40KB]

共通

取下げ届

📄 (様式3):申請等取下げ届 [WORD:39KB]

記載例

📄 (参考):毒性試験結果の記載例(復帰突然変異試験) [WORD:52KB]

📄 (参考):毒性試験結果の記載例(染色体異常試験) [WORD:74KB]

← 安全性審査手続の申請に関する様式

安全性審査の仕組み 導入

令和7年内閣府告示第91号 (令和7年4月28日告示・施行)

← 別表第1の改正に係る要請に関する様式

← モノマー等通知の改正要請に関する様式

← 共通の様式

Point

まずは、消費者庁
食品衛生基準審査課に
ご相談ください。

ポジティブリスト制度の対象範囲（対象外のもの）

対象外となるもの

要参照【器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関するQ&A 問1～問20】

【令和5年11月30日厚生発1130第4号】

≡ ポジティブリストに掲載されていなくても使用できるもの

10/29
追加

食品添加物に使用される器具又は容器包装

- **合成樹脂以外**の材質の原材料に該当する物質
- (例)
 - 熱可塑性を持たない弾性体（ゴムの原材料に該当する物質）
 - 無機物質
 - 天然物（ロジン、ナフサ等の抽出物、蒸留物等を含む。ただし、特定の成分のみを精製して得られた物質および類縁物質群を除く。）
 - 天然物の化学反応物（化学修飾処理されたセルロースを除く。）
- 器具・容器包装から放出され、**食品に移行して作用することを目的とする物質**
- **帯電防止、防曇等を目的として、器具・容器包装の原材料等の表面に付着させる液体状または粉体状の物質**
- 原材料に含まれる物質が**化学的に変化して生成した物質**
- **最終製品に残存することを意図しない物質**

A 一般規格、F 製造基準に
着色料の規定があります

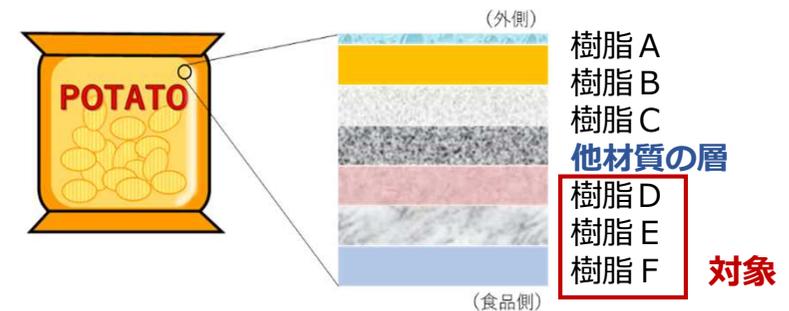
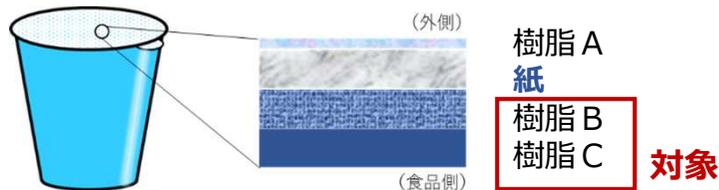
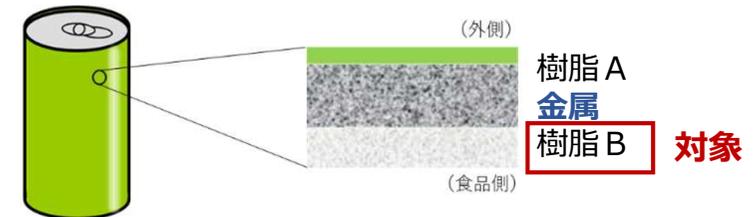
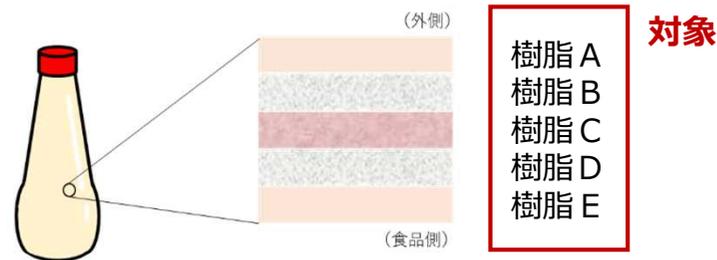
10/29追加 着色料の塗布の目的で部分的に用いられる、インク等に含まれる合成樹脂や添加剤

Point ポジティブリスト制度以外の規格基準は遵守する必要があることに留意

ポジティブリストの対象範囲（複数層、おそれのない量）

【令和5年11月30日厚生発1130第4号】

食品接触面から連続した合成樹脂層はすべてポジティブリスト制度の対象



※ ただし、食品非接触層については、人の健康を損なう「おそれのない量」として厚生労働大臣が定める量（0.01ppm）を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和しないよう加工されている場合、ポジティブリスト対象外

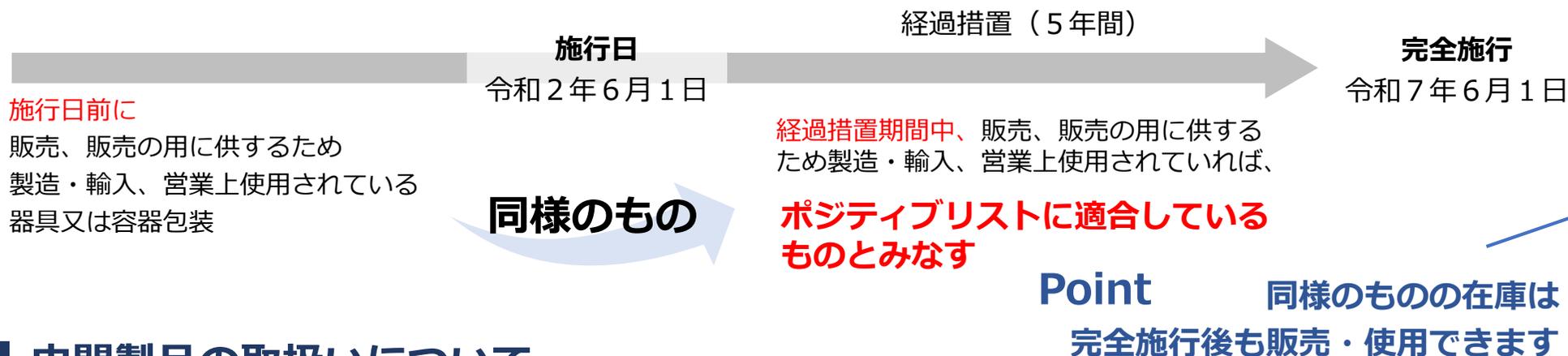
Point

食品接触層でない場合でも、ポジティブリスト制度の対象となることがある

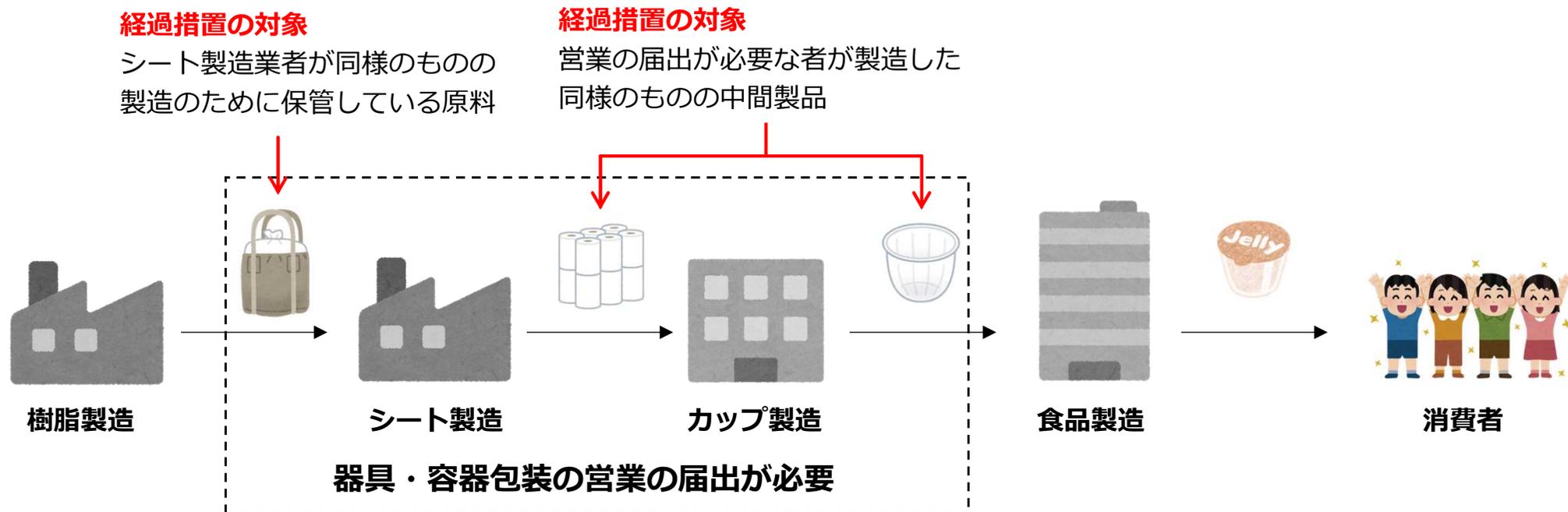
経過措置について①

【器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関するQ&A 問43】

経過措置について



中間製品の取扱いについて



※輸入品の中間製品については、製造のために輸入し保管されているものは経過措置の対象

経過措置について②

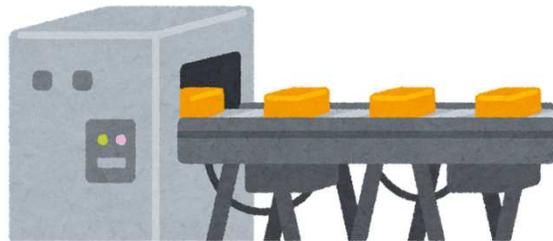
【器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関するQ&A 問43の2】

■ 修理、消耗品交換等の取扱い

完全施行
令和7年6月1日

以下の機械等

- 令和2年6月1日前に営業上使用されている機械等と同様のもの
- 令和7年6月1日前に営業上使用されているもの



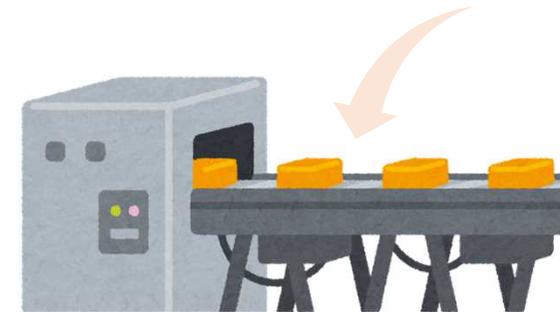
同様のものであって
ポジティブリスト適合か不明なもの

引き続き使用

修理、消耗品等の交換等は経過措置の対象

- ※ 修理、消耗品等の交換等を行ったとしても、引き続き、令和2年6月1日前に営業上使用されている機械等と同様のものと考えられる場合に限る

例) ベルトコンベアーのベルト交換可能



Point

同様のものであれば
修理・消耗品の交換可能です

海外製造所における器具・容器包装について

【器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関するQ&A 問20の3】

海外 国内

ポジティブリスト制度 対象外

海外製造所においてのみ用いられる
原料食材の容器包装

ポジティブリスト制度 対象外

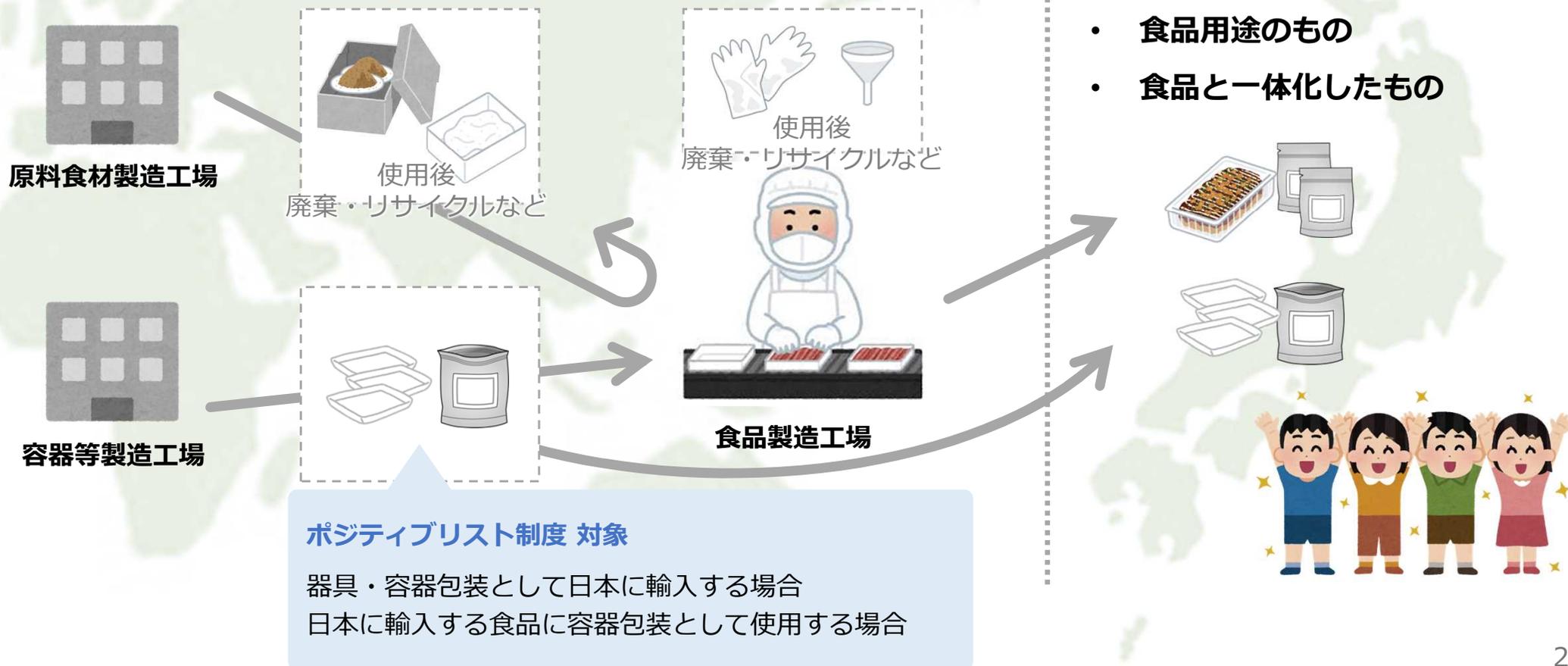
海外製造所において
食品と直接接触する食品製造機械等

ポジティブリスト制度 対象

食品用器具・容器包装

国内で製造されるもの、および
日本に輸入されるもの

- 食品用途のもの
- 食品と一体化したもの



3. 令和7年内閣府告示第95号による 規格基準の一部改正について

用途別規格等の規格基準の改正

(令和7年内閣府告示第95号)

背景

- 一部食品の容器等で材質の制限があったが、技術革新による器具・容器包装の多様化に対応するために多様な合成樹脂を使用したいとの要望があった
- ポジティブリスト 制度の経過措置終了に伴いリスク管理体制が整った

概要

1. ポジティブリスト制度導入に伴う整理

2. 機器分析で対応可能な試験法を通知化

3. その他、文言の統一などの所要の改正

A 一般規格	B 試験法
C 試薬・試液等	D 材質別規格
E 用途別規格	F 製造基準
今回改正箇所	

施行日等

令和7年5月30日告示

令和7年6月1日施行（一部令和8年6月1日施行）

経過措置

令和12年6月1日前に販売・製造・輸入・営業上使用されている器具又は容器包装及びこれと同様のものについては、従前の例によることができる

Point

令和8年2月13日告示にて一部改正しました！

1. ポジティブリスト制度導入に伴う整理

① 用途別にも分かれていたリスク管理を一本化 ポジティブリスト制度* + 材質別規格

* 製造管理基準含む

E 用途別規格にあった規格を削除

- レトルト※1の容器包装：強度試験は**削除**
- 清涼飲料水の容器包装：一部を除き**削除**
- 乳等の容器包装：一部を除き**削除**

Point

ガラス製容器包装の
繰り返し使用するものの規格は
まとめてDで規定

② 意図せず混入する物質等へのリスク管理措置強化

総溶出物規格 を新たに導入

食品擬似溶媒※2 をより対象食品に近いものに改正

※1 容器包装詰加圧加熱殺菌食品
※2 溶出試験に用いる試験溶液

総溶出物規格

非意図的混入物等への適切なリスク管理

個別規格のない合成樹脂性の器具・容器包装に対して新たな溶出規格として、新たに総溶出物規格を定め、その試験法も規定しました。

総溶出物試験は、蒸発残留物試験を改良

以下の操作を追加

5か所に直径1 mmの穴をあけたアルミニウム箔で蒸発皿に蓋をして

Point

個別規格の設定されている合成樹脂について

まずはポジティブリスト制度にしっかりと対応してもらうため、これまでどおり蒸発残留物規格と過マンガン酸カリウム規格を遵守する規格とした。

溶出試験における食品擬似溶媒

より対象食品に近い溶媒で適切な試験を

器具・容器包装に接触する食品

食品擬似溶媒

酒類等

第1欄		第2欄
油脂及び脂肪性食品並びに クリーム		ヘプタン
酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳（以下この表において「酒類等」という。）		20%エタノール
油脂及び脂肪性食品、 クリーム 並びに酒類等以外の食品	酸性食品	4%酢酸
	上記以外の食品	水

pH4.6以下

※別段の規定があるものを除く。

溶出試験における溶出試験の調製法

これまでD材質別規格などにも記載されていた調製法をBの12に集約

※別段の規定があるものを除く。

食品	食品擬似溶媒	器具容器包装の材質					
		ガラス製、 陶磁器製又は ホウロウ引き	合成樹脂製、 ゴム製（ほ乳器具を除く。）		ゴム製 ほ乳器具	金属缶	
		使用温度					
		すべて	それ以外 の温度	100℃ を超える	すべて	それ以外 の温度	100℃ を超える
油脂及び脂肪性食品 並びにクリーム	ヘプタン	常温で 暗所で 24時間	25℃ 1時間		40℃で 24時間	25℃ 1時間	
酒類等	20% エタノール		60℃ 30分	60℃ 30分		60℃ 30分	5℃以下 24時間
酸性食品	4%酢酸			90℃ 30分			60℃ 30分
上記以外の食品	水						90℃ 30分

95℃から変更

95℃から変更

2. 機器分析で対応可能な試験法を通知化

分析技術の進歩等に臨機応変に対応でき、
適時適切に規格の適否判断を行えるように

機器分析が行える試験法を告示から削除し通知化

「器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて」

(令和7年5月30日付け消食基第362号消費者庁食品衛生基準審査課長通知)

材質試験法

アミン類試験法
塩化ビニリデン試験法
塩化ビニル試験法
カドミウム試験法
ジフェニルカーボネート試験法
ジブチルスズ化合物試験法
スチレン類試験法
バリウム試験法
ビスフェノールA類試験法
鉛試験法
リン酸トリクレジル試験法

溶出試験法

亜鉛試験法
アンチモン試験法
エピクロルヒドリン試験法
塩化ビニル試験法
カドミウム試験法
カプロラクタム試験法
ゲルマニウム試験法
総乳酸試験法
鉛試験法
ビスフェノールA類試験法
フェノール試験法
メタクリル酸メチル試験法

Point

- 規格、食品擬似溶媒、試験溶液の調製については、告示内で規定されています。
- 機器分析が可能な試験法であっても、おもちゃの規格で引用している試験法は告示内に残っています。

「器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて」

(令和7年5月30日付け消食基第362号消費者庁食品衛生基準審査課長通知)

第1章 通則

試験を実施する際の決まり

第2章 材質試験法

第3章 溶出試験法

- 分析対象物質
- 性能パラメータの目標値
- 分析法
- 留意事項
- 参考文献

目標値を満たす方法であれば
他の分析法も使用可能

別紙 分析法の性能評価の方法

性能パラメータの求め方

3. その他、文言の統一などの所要の改正

用語の整理

改正後	改正前
食品擬似溶媒	浸出溶液
リン酸トリクレジル	クレゾールリン酸エステル
スチレン類	揮発性物質
ビスフェノールA類	ビスフェノールA（フェノール及びp-tert-ブチルフェノールを含む。）

令和7年内閣府告示第95号による改正箇所 まとめ

食品、添加物等の規格基準

第3 器具及び容器包装

A	一般規格
B	一般試験法
C	試薬・試液
D	材質別規格
E	用途別規格
F	製造基準

別表第1

具体的な改正箇所と主な内容

● 溶出試験における試験溶液の調製法の改正

● 試験法の削除又は追加等

● 必要な試薬の追加

● 不要になった試薬の削除

● 総溶出物規格の導入

● Eに点在していたガラス製容器包装の繰り返し使用するものの規格をまとめてDで規定

● レトルトパウチ：強度等試験法の削除

● 清涼飲料水：すべての規格削除

● 乳等：合成樹脂製容器包装に関する規格削除

Point

機器分析可能な
試験法は通知化

試験溶液の調製や
試験法が削除され、
規格のみに。

再試験の取扱いに関するQ&A

「器具及び容器包装の試験法に関するQ & Aについて」

(令和7年9月4日消費者庁食品衛生基準審査課、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)

問 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第95号）における器具及び容器包装の試験法に係る改正事項（総溶出物規格の導入、食品擬似溶媒の変更、酸性溶液のpH域の変更及び試験溶液の調製における温度の変更（95℃から90℃への変更）等）について、当該告示の施行前又は経過措置期間中に改正前の試験法により試験を行った器具及び容器包装については経過措置期間後に改正後の試験法により改めて試験を行う必要はないと解してよいか。

(答)

差し支えない。食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示における試験法の改正については、改正前の規格基準による試験を行った場合に、人の健康を損なうおそれがあるものとして改正が行われたものではないことから、当該告示の施行日である令和7年6月1日若しくは令和8年6月1日前又は経過措置期間中に改正前の規格基準に適合するものとして製造等されていた器具又は容器包装及びこれと同様のもの（※）に対して、経過措置期間後に改めて改正後の試験法により試験を行う必要はない。

※このQ & Aにおける「同様のもの」とは、施行日より前又は経過措置期間中に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装に使用されていた物質をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいう。

- 今回の告示改正に関して、地方衛生研究所全国協議会を通じて、各地方衛生研究所に対してアンケートにより意見聴取を実施した。
- その結果、86機関中67機関から回答が得られ、以下のような意見があった。
 - ✓ 経過措置期間については、2年間で十分とする機関がある一方で、試験法の性能評価を実施することを考慮すると2年間では不十分であるとの機関もあり、必要な期間としては最長で5年程度が適切とする意見があった。
 - ✓ 経過措置期間が長くなった場合、その期間内においては、新旧両方の試験を実施する必要があるため、煩雑になるおそれがあるとの意見があった。また、試験法の改正については一部すでに施行されているため、仮に旧試験法において不適合となった製品について、新試験法での試験の実施が必要になる点に留意する必要があるとの意見があった。

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示

(令和8年2月13日内閣府告示第5号)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第95号）の附則改正について、パブリックコメントを実施（10月17日～11月17日）ご意見募集の結果はe-GOVにて公開しています。

告示日：令和8年2月13日 **施行日：告示日**

改正後	改正前
<p>附則 第一条 [略] (経過措置) 第二条 令和十二年六月一日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装及びこれと同様のものについては、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>	<p>附則 第一条 [略] (経過措置) 第二条 令和九年六月一日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>
備考表中の [] の記載は注記である。	

「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」の一部改正について (器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱い)」

(令和8年2月13日付け消食基第31号消費者庁次長通知)

同様のものの定義を追加

ここでいう「これと同様のもの」とは、施行日より前又は経過措置期間中に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装に使用されていた物質をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいう。

留意事項の追加

本通知の第2の7の(1)の②において、別途通知で試験法を定めるとした試験法を用いて、経過措置期間中に各地方衛生研究所、検疫所等が規格試験を実施する場合に、「器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて」(令和7年5月30日消食基第362号消費者庁食品衛生基準審査課長通知)に基づく性能評価が未完了である場合には、各試験機関において適切に精度管理等を行うことで差し支えない。

3. その他の規格改正等について

器具・容器包装における第一種特定化学物質の使用禁止について

(令和7年内閣府告示第91号)

背景

第一種特定化学物質

難分解性、高蓄積性及び長期毒性又は高次捕食動物への慢性毒性を有する化学物質

化審法※における取扱い

国内製造、輸入、製品の製造のための使用等は**原則禁止**

食品用容器包装は適用除外
食品衛生法による管理が必要！

概要

規格基準 **A 一般規格** において**使用禁止**を規定

器具又は容器包装には、第一種特定化学物質を原材料として用いてはならない

■ 施行日 令和7年4月28日

■ 経過措置 令和7年10月27日までに販売・製造・輸入・営業上使用されている器具又は容器包装には適用しない

ポジティブリスト制度によって既にリスク管理されていた**合成樹脂製の器具・容器包装**以外も規制！

Point 意図的な使用を禁止するものです。

令和7年4月28日消食基第284号 参照

「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」の一部改正について

(令和7年12月26日付け消食基第720号消費者庁食品衛生基準審査課長通知)

使用可能なリサイクル材料の拡大に向けて

ポリエチレン及びポリプロピレンの物理的再生処理をポジティブリスト制度において使用可能としました。

(改正は、傍線を付した部分。)

改正後	改正前																								
別紙 13 アルケン類を主なモノマーとする重合体 (略) <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>使用制限等</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>任意の化学処理</td><td>重合体への処理に限る。</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>水素化処理</td><td></td></tr><tr><td>物理的再生処理</td><td><u>重合体の構成成分に対して、エチレンが 50%以上の重合体又はプロピレンが 50%以上の重合体への処理に限る。</u></td></tr></tbody></table>	名称	使用制限等	(略)	(略)	任意の化学処理	重合体への処理に限る。	(略)		水素化処理		物理的再生処理	<u>重合体の構成成分に対して、エチレンが 50%以上の重合体又はプロピレンが 50%以上の重合体への処理に限る。</u>	別紙 13 アルケン類を主なモノマーとする重合体 (略) <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>使用制限等</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>任意の化学処理</td><td>重合体への処理に限る。</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>水素化処理</td><td></td></tr><tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr></tbody></table>	名称	使用制限等	(略)	(略)	任意の化学処理	重合体への処理に限る。	(略)		水素化処理		(新設)	(新設)
名称	使用制限等																								
(略)	(略)																								
任意の化学処理	重合体への処理に限る。																								
(略)																									
水素化処理																									
物理的再生処理	<u>重合体の構成成分に対して、エチレンが 50%以上の重合体又はプロピレンが 50%以上の重合体への処理に限る。</u>																								
名称	使用制限等																								
(略)	(略)																								
任意の化学処理	重合体への処理に限る。																								
(略)																									
水素化処理																									
(新設)	(新設)																								

Point

**PET、PSに続いて、PP、PEも、
物理的再生処理により製造されたリサイクル材料の使用が可能に！**

「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」の一部改正について

(令和7年12月26日付け消食基第721号、厚生食監発1226第1号消費者庁食品衛生基準審査課長、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知)

リサイクル指針もPP、PEに対応

ポリエチレン及びポリプロピレンの物理的再生処理をポジティブリスト制度において使用可能としたことを受け、リサイクル指針も改正するとともに、用語等も整理しました。

- **PET、PSに限定していた箇所を削除**
- **回収材料の不適切な製品から、着色された製品を削除**
- **回収材料の汚染の程度が十分に低いレベルで管理されている場合の、汚染物質の除去能の確認についての対応を追加 等**

Point

ペットボトルキャップなどの着色された回収材料も、適切な工程を経ることで、食品用の原材料としてリサイクル可能に！

消費者庁ウェブサイト (器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance



用途別規格の改正等及び試験法の取扱いについて

2025年5月30日、器具及び容器包装に係る用途別規格を整理するとともに、試験法等の取扱いについてとりまとめました。

告示  [令和7年内閣府告示第95号]食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示 [PDF:738KB]

通知  [消食基第361号]食品、添加物等の規格基準の一部改正について(器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱い) [PDF:349KB]

参考:  改正後全文(健生発0319第8号)[PDF:161KB]

通知  [消食基第362号]器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて[PDF:1.2MB]

事務連絡  器具及び容器包装の試験法に関するQ&Aについて(令和7年9月4日付け消費者庁食品衛生基準審査課、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)[PDF:122KB]

最新情報はウェブサイトをご確認ください

本日はご清聴ありがとうございました。
